

# 三平事務所通信 2017.2.1



【コラム】

三平 和男

「一億総活躍社会の実現に向けて」

2017年、米国はトランプ大統領就任によって、新しい年、新しい時代を迎えました。昨年からは英国のEU離脱、欧州を中心としたテロなど、世界中を大きな不安が渦巻いています。日本も世界の潮流の中で、今後、貿易・安全保障などで少なからず影響が出てくることが予想されています。

日本国内において、社会を取り巻く状況は厳しい財政状況にあり、急速な高齢化社会から、医療費、年金給付、介護保険給付、生活保護費などの社会保障給付費は年々増加し、国家予算に大きな比率を占めるようになってきています。

他方において、納税者である労働力人口が減少していく中で、「一億総活躍社会」実現を標榜し、その中心的テーマとして、働き方改革、女性活躍推進、ワーク・ライフ・バランス、非正規雇用の正規化といった具体的施策を打ち出してきました。

その中でも「仕事と育児の両立」、「仕事と介護の両立」はともに一億総活躍社会実現のためには欠かせない施策です。「仕事と育児の両立」については、待機児童解消に向けて50万人分の保育施設の整備、不妊治療への助成の拡充、幼児教育無償化、奨学金の充実、「仕事と介護の両立」については、中高年世代で特に増えている介護離職をゼロにすることを目指して、在宅介護の充実、介護休業を取得しやすい職場環境整備などがあります。これらの法整備の一環として、本年1月より育児介護休業法の改正も行われました。

そのような施策に対応するべく、雇用現場では実際に転換を迫られています。しかし、法整備も現場の雇用の場においても、まだまだ始まったばかりで、このような施策が定着するためには、企業の組織文化として定着させていく必要があります。そのためには、国民一人ひとりの意識改革が待たれるところであります。

★★ 三平事務所セミナーを開催致します ★★

来る平成29年3月24日(金)に弁護士の岩出誠先生をお招きして「労働関連法改正の動向と企業対応について」のセミナーを開催致します。皆様の奮ってのご参加を心よりお待ちしております。

## 《労働時間の適正な把握のために使用者が講ずべき措置に関するガイドライン》

違法な長時間労働を許さない取組の強化として、労働時間の適正把握の徹底を行う為、ガイドラインが2017年1月20日に作成、公開されました。

### 1. 趣旨

労働基準法においては、労働時間、休日、深夜業等について規定を設けていることから、使用者は、労働時間を適正に把握するなど労働時間を適切に管理する責務を有している。

しかしながら、現状をみると、労働時間の把握に係る自己申告制(労働者が自己の労働時間を自主的に申告することにより労働時間を把握するもの。以下同じ。)の不適正な運用等に伴い、同法に違反する過重な長時間労働や割増賃金の未払いといった問題が生じているなど、使用者が労働時間を適切に管理していない状況もみられるところである。

このため、本ガイドラインでは、労働時間の適正な把握のために使用者が講ずべき措置を具体的に明らかにする。

### 2 適用の範囲

本ガイドラインの対象事業場は、労働基準法のうち労働時間に係る規定が適用される全ての事業場であること。

### 3 労働時間の考え方

労働時間とは、使用者の指揮命令下に置かれている時間のことをいい、使用者の明示又は黙示の指示により労働者が業務に従事する時間は労働時間に当たる。

使用者の指揮命令下に置かれていると評価される時間については労働時間として取り扱うこと。

なお、労働時間に該当するか否かは、労働契約、就業規則、労働協約等の定めのかんによらず、労働者の行為が使用者の指揮命令下に置かれたものと評価することができるか否かにより客観的に定まるものであること。また、客観的に見て使用者の指揮命令下に置かれていると評価されるかどうかは、労働者の行為が使用者から義務づけられ、又はこれを余儀なくされていた等の状況の有無等から、個別具体的に判断されるものであること。

ガイドラインの内容は、平成13年基発の通達を基本としつつ、今回の問題になった事項等を踏まえて策定されたことが分かるような内容になっています。労働時間の把握に関して、きわめて重要なガイドラインとなりますので、ぜひ、ご確認し自社の対応に問題がないか、是正すべき項目はないかをご確認ください。

労働時間の適正な把握のために使用者が講ずべき措置に関するガイドライン

検索

社会保険労務士法人 三平事務所  
東京都港区西新橋1-19-3 第2双葉ビル5F  
TEL:03-3504-0071/FAX:03-3504-0072

☆人事・労務相談、業務委託のご依頼等、お気軽にご相談ください。